

vol. 2197

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



### 今号の掲載内容 (掲載順)

- ゆたかな学びを創造する教育改革をすすめよう  
- 日教組第68次教育研究全国集会大会
- 実効性のある「学校における働き方改革」にむけて  
- 中教審初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」審議の経過 (その10)  
- 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン (要旨)
- 「在日米軍基地の整理・縮小」と「日米地位協定の抜本的見直し」を実現するシンポジウム

## ゆたかな学びを創造する教育改革をすすめよう 日教組第68次教育研究全国集会大会

と き：2019年2月1日(金)～3日(日) ところ：福岡県北九州市

日教組の第68次全国教研は福岡県北九州市にて開催され、全国からのべ約10,000人が参加し、実践の交流と様々な教育課題に関する議論が3日間にわたって行われました。大分高教組からはリポーター、司会者9人に加え、警備係10人、青年層を含む一般参加者7人の総勢26人で参加しました。

\*\*\*\*\*



初日の全体集会のオープニングでは、福岡朝鮮歌舞団と北九州朝鮮中高級学校の生徒合同による、朝鮮半島に古くから伝わる歌・踊り・楽器の演奏がありました。

全体集会では、岡島真砂樹日教組中央執行委員長が主催者を代表してあいさつを述べ、「子どもの貧困、いじめ、差別といった子どもを取り巻く状況についてふまえ、世界における公教育の民営化・商業化が学校現場に及ぼす弊害は、すでに日本においても起こっているといっても過言ではない」と警鐘を鳴らしました。また、教職員の長時間労働という過酷な実態について指摘し、「教職員の勤務環境は、子どもが主体となる学びと表裏一体の関係にあります」と教職員の働き方改革の必要性について言及しました。そして、「日教組は、子どもの学ぶ意義や楽しさ、学び合いによる人間関係づくりを基盤としたゆたかな学びを提唱しています。ゆたかな学びの出発点は子どもたちです。私たちは、目の前の子どもと向き合い・語り合い、子どもの思いや考えを受け止め、子どもが何を求めているか

を大切にしたい教育研究活動、子どもを中心にすえた教育実践をすすめてきました」とこの教育研究全国集会の意義を再確認しました。

記念講演は、斎藤一久さん(東京学芸大学)が、「憲法改正と教育の未来」と題し講演を行いました。憲法改正をめぐる動向を詳細に説明し、それと教育の未来がどうかかわるのか、現場の教職員にもわかりやすく講演されました。

全体集会終了後、24の分科会にわかれ、624本の教育実践レポートをもとに、子どもの現実から生み出されたカリキュラムづくりや子どもを中心にすえた教育の在り方等について議論が交わされ、子ども教育を受ける権利や人権課題等の観点から、自分の実践を見つめ直し、なかまから多くの事を学ぶ機会となりました。最終日には、それぞれの分科会の総括討論を行い、集会アピールを確認しました。

特別分科会では「すべての人に学びの場を～『夜間中学』のこれまでとこれから～」を開催し、満席のなか、夜間中学の歴史、現状、課題などを広く知ってもらおう大切さについて共有しました。



## 日教組第68次全国教研 大分高教組レポート発表者

分科会名	リポーター (分会名)	レポートタイトル
日本語教育	新川 恭慈 (由 布)	いいのかなあ？ビジュアル仲介…。
技術・職業教育	石田 義徳 (大分工業)	生徒たちの喜びや楽しさが表現できる ものづくり教育の実践
自治的諸活動と生活指導	吉良 美鈴 (佐伯豊南)	セルフエスティームを高める委員会活動 ～LGBTのビデオ劇をとおして
人権教育	時枝 武敏 (由 布)	「人権の視点を中心に据えた学年経営」って
両性の自立と平等をめざす教育	後藤 恵美 (佐伯豊南)	生きる力を身につけさせる巣立ち講座
子ども・教職員の安全・健康と 環境・食教育	佐藤 由美 (日 田)	高校での緊急時対応体制をつくる
平和教育	佐藤新太郎 (宇佐産業科学)	「足元」から考えてみた本校の平和教育
高等教育・進路保障と労働教育	高橋 徹弥 (日出支援)	進路保障に向けた特別支援学級の 『特別の教育課程』を考える

## 日教組第68次教育研究全国集会に参加して ～全国教研還流報告～

ていたためか、発表後にも会場内の食いつきが今一つ薄く、共同研究者の方が少し触れてくれたにとどまりました。その時は「私はお呼びではなかったのかな」などとも感じました。しかし様々な交流を通して、意外とみんなが私の報告に反応し、受け入れて共感してくれていたことを知りました。最終日の総括討論でも再びその主眼について発表し、その後の交流でも「私は招かれざる客ではなかった」「私の熱も伝わっていたのだ」と感じさせられました。

今回は20年ぶりの全国大会参加でした。もちろん「報告・討議」という表舞台は大切です。何しろ全国の持つ熱を直接肌身感じましたから。しかし、裏舞台である「交流」の持つ意義の深さ・熱量の大きさについても改めて感じさせられた3日間でした。

## 日本語教育

## 「熱を感じる」

リポーター・新川 恭慈 (由布)

この分科会では北海道から沖縄まで全31人が参加していました。1・3日目の分科会では全員が一堂に会して参加し、2日目の小分科会では、A作文・話しことばに13人、B文学・説明文・言語に18人という小分科会での参加になりました。高教組は私

だけで、あとの30人はみんな義務制の方々だったのは少し寂しかったですね。2日目、私はBに参加しました。

全体でもBでも、「教え方(授業スキル)」を中心に熱い報告・討議が続きました。しかし私の報告は「目の前の生徒との向き合い」「教材・手段の選択の大切さ」等を主眼に据えたもので、みんなとは少し力点・アプローチが違っ

## 外国語教育

## 「全国教研に参加して」

西口 麻衣 (宇佐産業科学)

初めての参加でしたが、発表された方々の熱意に圧倒されました。私自身、特に中学校での授業の様子に関心を持っていたところでしたので、発表内容は大変参考になりました。小中高の連携が求められ、また、小学校での教科としての導入が始まる中、各発達段階でどのような活動が行われているのかを知ることで、さらに充実した教科指導につながる、と改めて感じました。様々な表現活動やグループ及びペアワーク等、高校の授業でも使えるヒントをたくさん頂きました。特に、「アウトプットする前には、一定量のインプット・

インテイクが必要です。」という言葉が印象的でした。私が日頃の授業で重要視している部分と同じ考えを持たれた方がいるというのは、とても心強い思いがしました。

現在の勤務校では、中学校のときから英語を苦手としている子どもたちが多くいます。そのような子どもたちに、授業の中で少しでも達成感や充実感を持って欲しいと思い、日々、ワークシートの工夫やICT機器の活用を行いながら授業を行っています。全国の発表者の方々から頂いた多くの思いを糧に、今後の授業にとりこんでいきたいと思えます。

## 「小中高の見通しを持った英語指導」

若杉 宜子 (三重総合)

私は今回初めて全国教研に参加させていただきました。発表されたのは小・中学校ばかりでしたが、とても有意義な時間を過ごすことができました。

小・中学校の発表を聞いて、印象深かったのは「何を伝えるか」を多くの方が大事にされているということです。英語を使って何かを伝えたいという思いが、英語に対する関心や自発的な英語学習につながっていくと信じ、私自身も日々の授業づくりをしています。小学校でも中学校でも、私たちが受けてきたような英語教育ではなく、アウトプットに重点を置いた活動に多くとりくまれており、今後はそのような英語の授業を受けてきた子どもが高校に上がってくるのだというビジョンが鮮明になったような気がします。やはり高校の現場だけにいると、小学校・中学校のことはよく分かりません。中学生や高校生になって「英語嫌い」が増えるのは、小中高のギャップが激しいからだと思っています。今回の分科会に参加して、小学校や中学校の現状を知ったことで、今後の授業改善の大きなヒントをいただきました。今後は、地域の小学校や中学校の現場に積極的に足を運んでみようと思えます。

## 技術・職業教育

### 「見えやすく・伝えやすいものづくり教育の今」

リポーター・石田 義徳 (大分工業)

本分科会には小学校から2本、中学校から18本、高校から2本の合計22本のレポートが提出されました。中でも私は、初日の全体会で4年前に参加した全国教研の中での発表に惹かれ、他校(東京都)と今日まで課題研究の教材研究に関する情報交換をしている事例や競技会の参加に向けたとりくみの中で技術交流会を通して仲間づくりを実践している発表をしました。また、参加者の多くは小学校・中学校勤務で複数校兼務や専門外教科(家庭)の担当に苦慮しているものの、限られた時間を利用して生徒との関係性を築きながら社会全

体に技術・職業能力の魅力幅広く発信していくことが大切だということなど熱く議論をいたしました。専門性に関して私と直接的な結びつきは少なくとも小分科会の小学校からは、ヒオウギ貝の養殖体験を経て出荷までの様子を見学する中で仕事の大変さややりがいをグループでまとめ地域を盛り上げるためのとりくみが紹介されました。地域と学校がより協力していけるような体制づくりが継続して必要であると訴えられている姿がありました。最後に、早い年齢の段階から社会に出るための基盤となる力を学校行事のとりくみとして綴られ、成長していく様子が印象的であり今後も期待ができると確信した分科会でした。

## 自治的諸活動と生活指導

### 「子どもの人権保障と自治の力を身につけるには？」

リポーター・吉良 美鈴 (佐伯豊南)

本分科会では、子どもの人権保障の視点から、主権者意識につながる実践なのかを討議の柱でした。また、自治の力をどう高めていくかについても議論が深められました。共同研究者の「人は生まれながらにして主権者であり、有権者でないだけです。

年齢で制限されていること以外はほとんどの権利を有しています」という言葉が印象に残りました。

私は、「セルフエスティームを高める委員会活動～LGBTのビデオ劇をとおして」をテーマに、主として文化祭における保健委員会のとりくみについて発表しました。仲間と協力して主体的に委員会活動にとりくみ行事を成功させようとしていく経過をとおして達成感を感じ、自己肯定感や自尊感情を高めることができると思えます。さらに、そのことから意見表明権を行使し自治力も育つのではないかと考えました。「自己肯定感とは何か？」や他者からの評価との関りについても議論になりました。「どうして？誰のために？」を、常に問いつつ生徒に対応することが大切であることを強く感じました。さらに、私が生徒に一番つけたい「意見表明権」を自分は果たして学校で行使しているかを自らに問う契機となりました。

## 人権教育

### 「『事実と実践』にこだわった報告」

リポーター・時枝 武敏 (由布)

ここで大切にされているのは、言わずもがな「差別の現実に学ぶ」という原則で、観念論の応酬からは真実は見えないし、参加者は何も学べないとの整理のもと、今年も「事実と実践」にこだわった報告と意見が熱く語られました。地域によりその

とりくみには大きな差があるのは事実ですが、今年は四国からの報告がなかったことを除けば、沖縄から北海道までの全国から報告がなされ、各地での人権教育のとりくみ・

学びの広がりが感じられた分科会でした。私は「人権の視点を中心に据えた職員集団づくりと、その具体的なこどもたち、職員、学校の変容の姿」をレポート報告し、一人の頑張りではなく、職員集団としてのとりくみの必要性を確認しました。分科会討議では様々な話題が目まぐるしく飛び交いましたが、今年度、特に繰り返し話題にのぼり討議の中心となったのは、「被差別の当事者性とは」「自己開示、アウトティング」「自己をくぐらせて行動に移らせるには」「学校の権力性、暴力性」「自己を語ること」についてでした。「第13分科会は0泊4日だ」と称されるように、この3日間を通してのほぼ寝られずのレポート書きと終始緊張感ある討議は心身ともに堪えましたが、おそらくこの時にしか出会えなかったであろう貴重な「事実と実践」の数々と出会えたことに感謝し、今回の「学び」を自分の中で時間をかけて整理し、自分の「宝物」としていきたいと思います。ありがとうございました。

## 両性の自立と平等をめざす教育

### 「危機感のない日教組と無自覚な私たち」

リポーター・後藤 恵美 (佐伯豊南)

『(「繁殖活動・家父長制復活推進教材」に抗って) 生きる力を身につけさせる巣立ち講座』と題して、同じ分会の中西さん、竹本さんと一緒に総合学科3年でとりくんだ内容を報告してきました。県教研では日本語教育分科会と両性の自立と平等をめざす教育分科会で報告した内容を遭わせて全国教研では報告しました。

軍隊用語が散りばめられた漢字の問題集、「産めよ増やせよ」に通底している教科書本文、「伝統文化の尊重」に則った家父長制復活推進教材等々。2006年に教育基本法が改悪されて以降、いま私たちが使っている教材が、全ての教科・全ての科目において、いわゆる「右傾化」している状態にあることを、私たち教職員がもっと自覚をもって日々の授業に臨まなければならないのではないかと、問題提起してきました。数学の教科書でさえ、グラフの内容のページに、「少子化が進んでいるグラフ」が掲載されています。その辺にあるグラフを適当にもってきたのではなく、「選ばれしグラフ」が教科書には掲載されています。みなさんも、ご自分がお使いの教材を、「平和の視点」でチェックしてみてください。

## 子ども・教職員の安全・健康と環境・食教育

### 「新たなつながりと発見」

リポーター・佐藤 由美 (日田)

長野県の栄養教職員部では、一人ひとりの子どもを大切に、子どもたちを食の主人公とした「教育としての給食」を確立する運動を進めているそうです。私たち養護教諭部とも共通の思いがあり、実践についてもいつも見ているわけではないけれど、子どもたちのつぶやきを「育ちのメモ」として記録にとることで自分たちの力にし、それを蓄積することで数値にできないもの、一人ひとりの変化を大切にしているという言葉が印象的でした。また、近畿公立連合の理学療法士の方から報告では、武勇伝のようにプレー続行を伝えたメディアの情報を鵜呑みにして、自分もそう勇敢でありたいと大きな勘違いをさせたままで将来の指導者として成長させてはいけないし、「セカンドインパクトシンドローム」の危険性や、段階的競技復帰へのポイントについても何かの形で大分高の方々に伝えていきたいなと思いました。

2日目の分科会では、私を含めた7本のレポート発表・総括討論が行われました。看護師さんから、日本臨床救急医学会が出している「学校における心肺蘇生の到達目標」が示され、是非とも検索してほしい内容でした。他にも肺がん・緩和ケアや訪問看護、海外での医療ボランティア活動についてなどの発表が各専門職の方々からあり、それぞれ現場は違うけれど、一人ひとりのいのちを、人格を尊重しながらよりよい社会をめざして日々奮闘していることが伝わってきましたし、自分自身も新しい視点やつながれる場を経験させていただけました。これからは様々な職種でつながりあっていくことが大切ですし、その可能性を見出せるのは歴史あるこの全国教研だと実感することができました。この分科会に参加させていただけたことと、この学びを来年の大分の教研での学びにつなげていきたいという決意を持たれたことに感謝しています。

## メディアリテラシー教育と文化活動

### 「プログラミング的思考とは何なのか？」

湯浅 眞見 (日田)

初めての全国教研、リポーターではなく一般参加で気楽に参加させていただきました。今まで参加した方からの還流報告などは聞いていたが、その場に行ってみないとわからない全国教研の雰囲気を経験することができました。分科会は小・中学校の実践がメインで、今回はプログラミング教育の実践が中心となっていました。「身につけさせなくてはならないプログラミング的思考とは何なのか？」という根本的なことが課題として持ち越されました。高校から参加していた、神奈川や沖縄の参加者からは、大分と同じように長期間実施されなかった学校司書の採用試験が数年前から再開され、同じような課題があるという状況を聞くことができ、そのような中で地道な実践の積み重ねのレポートを聞き、上の世代から受け継いだものを次の世代に渡していくことについて考えさせられました。朝早くから冷たい雨の中での警備係のみなさんや、いろいろと気を使ってお世話いただいたみなさん、貴重な体験をさせていただきありがとうございました。

初めはプログラミング教育の実践が中心となっていました。「身につけさせなくてはならないプログラミング的思考とは何なのか？」という根本的なことが課題として持ち越されました。高校から参加していた、神奈川や沖縄の参加者からは、大分と同じように長期間実施されなかった学校司書の採用試験が数年前から再開され、同じような課題があるという状況を聞くことができ、そのような中で地道な実践の積み重ねのレポートを聞き、上の世代から受け継いだものを次の世代に渡していくことについて考えさせられました。朝早くから冷たい雨の中での警備係のみなさんや、いろいろと気を使ってお世話いただいたみなさん、貴重な体験をさせていただきありがとうございました。

## 平和教育

## 「語り継ぐことは忘れないこと」

リポーター・佐藤新太郎 (宇佐産業科学)

私にも「ばあちゃん」がいました。もうこの世にはおりません。この前の9月に他界しました。その「ばあちゃん」は幼少期より外で働く母親の代わりをしてきていましたので、「ばあちゃん」は私の日常そのものでした。柔らかい雰囲気が大好き

でした。大嫌いな戦争とは無縁な存在でした。しかし、それは私が教員に成り立てのころ、竹田市の実家に帰省していた時のことでした。青年部の学習会資料を畳に広げて整理していた時、そんな歴史に興味がある孫とわかってか、「戦闘機が落ちたことがあり、その場所に私も鎌を持って行った」と小さくつぶやかれました。大好きな「ばあちゃん」も戦争にかり出されていた事実を知った私には衝撃が走ったことを今でも覚えています。私が平和教育にこだわりたい気持ちはここから来ています。私にとって、「戦争」を語り継ぐことは大好きな「ばあちゃん」を忘れないことなのです。

全国教研「平和教育分科会」はそんな人々の集まりでは、と感じています。

## 高等教育・進路保障と労働教育

## 「権利としての労働を教えるのが労働教育」

リポーター・高橋 徹弥 (日出支援)

インクルーシブ以外の分科会にリポーターとして参加するのは初めてでした。分科会ごとに雰囲気が違うことがよく分かりました。しかし全国から来た参加者が、子どもたちに思い入れを持ってレポートにまとめ、集まってきているところは同じ

だと思いました。昨年度インクルーシブの分科会で、インクルーシブの事を他の分科会で伝えていくことも必要だ、という話がありました。そこは自分でも意識しながら発言ができました。インクルーシブの分科会ほどレポート数が多くないので、討論に参加してしっかり発言することができました。全国の仲間との討論で、思っている事もほとんど伝えることができ、スッキリした気持ちで帰路につくことができました。高等教育と進路保障と労働教育とどうやって議論するのだろうと思っていましたが、根本にあるのは人権なのでいろいろとつながってくるのがよくわかりました。「権利としての労働を教えるのが労働教育」と共同研究者が解説してくれたのがとても納得できました。今回もお世話になった全ての皆さんに感謝します。ありがとうございました。

## 「憲法改悪に与する者とならないために」

司会者・濱田眞一郎 (新生支援)

全国教研司会者、通算6年目。様々な観点からの議論があり、今回も大変勉強になりました。やはり気になるのは日私教からの報告「教員養成コアカリキュラム」の課題。教える技術に特化したカリキュラムによって育成された教員は、どんな感じで現場に現れて

くるのだろうか。教育基本法改悪から13年。いよいよ批判的に乏しい教師の育成に手がかかったこととなります。キャリア教育は、つまるところ「望ましい勤労者観」と称したものの言わぬ労働者づくりに資するものでしかありません。非人間的な営みは、憲法が保障する勤労の権利とは程遠い。今回の教研でも確認できたこうしたことを、そのまま受け入れる教員ばかりになってしまう未来とはいったい? もちろん、私たち自身も日々の実践の中でどうなのかは自戒しておく必要があります。

広島では、バカロレア入試に対応できる全寮制の中高一貫校が設置され、一方、かねてより兵庫に設置されている連携型中高一貫校では、支援が必要な子どもたちも無理なく単位取得できるコース設定がされているといえます。

希望の芽はまだあります。厳しい現実に対抗するために、(私も含め)未来へと繋がる希望を繋げる実践の報告と議論が、今年の県教研でも行われることを期待します。

## 全国教研に参加して

## 「気づける力」

北田 瞬 (鶴崎工業)

今回、初参加なのでどう参加しようか悩みましたが全て違う分科会に参加してみることになりました。私が参加したのは人権教育、両性の自立と平等をめざす教育、高等教育・進路保障と労働教育、平和教育の4つの分科会です。自分の頭で考える前提としての予備知識が必要なこと、そして違和感に気付く

感覚や意識を研ぎ澄まし、備えておかなければいけないことを強く感じました。共同研究者から会場参加者一同に対する「まだ気付かないんですか!?!」という鋭い一言が深く胸に突き刺さりました。その言葉を聞いて、瞬間的に【まだ気付けない自分であること】に気づきました。

政権のめざす国づくりと国の教育方針が連動していることを、後藤さんの発表を始めとして参加した全ての分科会からも感じました。その一方で残念なこともありました。レポーターと一般参加者の溝を感じたことです。一般参加者の中には居眠りをする人もいてがっかりしました。レポーターとして参加すると、吸収できる濃度がケタ違いなのかもしれないと思いました。一度発表してみたいと思いました。

# 実効性のある「学校における働き方改革」にむけて 中教審初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」審議の経過（その10）

中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会 委員

小川 正人	放送大学教養学部教授（部会長）	嶋田 晶子	武蔵野市立第五小学校校長
相原 康伸	日本労働組合総連合会副会長	妹尾 昌俊	学校マネジメントコンサルタント、アドバイザー
青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科准教授	時久 恵子	高知県香美市教育委員会教育長
天笠 茂	千葉大学教育学部教授	橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授	東川 勝哉	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
風岡 治	愛知教育大学教育支援専門職養成課程准教授	富士道正尋	小金井市立南中学校校長
川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授	無藤 隆	白梅学園大学大学院特任教授
清原 慶子	東京都三鷹市長	善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱首席研究員
佐古 秀一	鳴門教育大学理事・副学長		

## 最終回、改訂した答申案および上限ガイドライン（案）について議論

～中教審 第21回特別部会 2018/1/11～

1月11日第21回中教審特別部会が行われました。12月6日に示された答申素案と勤務時間の上限ガイドライン（案）に対するパブリックコメントでの意見や、第20回特別部会での議論等を受け、改訂した答申案および上限ガイドライン（案）が審議されました。

### 議題

- (1) 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申案）」および「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（案）」について

19年度予算（特別部会に係る箇所）、素案に対するパブリックコメントでの意見等、答申案、上限ガイドライン（案）に対するパブリックコメントでの意見等、上限ガイドライン（案）の順に事務局から説明があった後、議論に入りました。

#### 《委員からの意見等》

**橋本：**給特法が見直されなかったことへの批判はあるが、上限規制ガイドラインを設定したこと、また、1年間の変形労働時間制へ道を開くことになり積極的に評価する。勤務の指針を示しても効果を疑問視する声もある。学校任せにしない教育委員会のとりくみにより改善効果が最も大きくなる。業務削減もしていくが教職員の外部人材の拡充や、小学校の持ち時間数の上限設定をした上で、定数拡充についても引き続き努力してもらいたい。現状の長時間労働を時間外勤務手当に換算すると1兆円とも言われている。その10%で教職員拡充の効果がどのくらいあるのか。財務課が今後教職員の業務一元管理をすることに意義がある。実態調査など新たな業務について教委との意見交換など現場実態とのすり合わせをしてもらいたい。改革のフォローアップについて評価することによりインセンティブを働かせる点があるが、自治体等の財政力にも左右される。点数化の在り方など教育委員会と協議をしてもらいたい。

**富士道：**答申案がまとめられたことはゴールではなくスタートとしたい。実効性のために乗り越える課題が様々出されているがどう向き合うか、今後の重要。学校現場での意識改革や業務削減など、検証・フォローアップを継続し

て行ってもらいたい。

**川田：**対策として足りないのではないかと、実現が難しいのではないかと、との声にこたえることが重要。具体的・着実にやっていくことが必要。労基法の上限規制については学校以外の領域でもすすんでいる。社会全体での立ち位置はどこか、社会に発信していくことも必要。学校以外を参考にしていくことも重要。長く働くことが良い教育・教員という考えを見直すことで、答申案で示す内容を実行することで良い効果を出すことが広がっていくことが重要。定数増の必要性。答申による縮減の具体例や対策を行ったが実際には縮減につながらないなど、定数増の説明に有効になっていく。答申案・ガイドライン案の確実な実行によってエビデンスを得ることができる。

**天笠：**①目的に常に戻り、確認しあうことの大切さがあると思っている。②パブコメの取り扱いが丁寧でよい。人材の不足について、代替職員等の不足の現状がある。方向性は出したが人がいないなど実効性が伴わなくなる。不足するところに手当てしていくことが必要。③制度的な側面で人が足りなくなっているのではないかと。小学校の教科制による充実について、免許制との照らし合わせが今後重要になってくるのではないかと。④ガイドライン・答申の目的と常にすり合わせる点が必要。職場環境など運用をはかっていくことが重要となる。

**佐古：**①業務としての研修等の精選との表記について、本部会の目的は長時間労働を是正することにより教育の質の向上としている。学校の業務が肥大化しており、高度化・

複雑化する教育課題、教育内容に対応するためには教員の質、職能開発が今後重要となってくる。業務として研修を減らすことが質の向上とならないのではないのか。夏休みなどの研修の時間の確保が難しくなるのではないのか。②ガイドライン留意事項について。答申は総合的な施策のパッケージとなっている。具体的に目に見える形で進めていくことがいいと考える。例えば学校の始まる時間、終わる時間をはっきりさせ地域と共有することなど。③ガイドライン・答申が出され、にもかかわらず勤務時間が減らないことはありうる。継続的なモニタリング、かつ、日本における学校の役割を考える、議論しなおすことが必要となる。

**妹尾：**コマ数を明記しない理由は何か。

**文科：**学校の状況や生徒数などにより異なる状況を一律に定めることが適切なのか。上限を定めることは下限も定めることにもなる。選択の幅を狭めることにもなる。教育課程自体の在り方、授業担当のボリュームをどう考えていくのか。小学校高学年の教科担任制をどう考えていくのか。当座は小学校の英語が授業増とならないよう加配配置していく。

**妹尾：**空きコマを増やすことは記載すべきと考える。勤務時間の中で授業準備、相談に乗るなどができる体制づくりを。すでに10年前の実態調査でも長時間労働となっていた、中長期と言っている時ではない。大胆に見直すことが必要。地域や保護者などとの対話を進めながら行っていくことが必要。

**東川：**答申案にPTAが記載されたことに身が引き締まる思い。行政サイドだけでなくPTAとしても実効化していくことを重要に捉えている。どのように使っていくか考えていく必要。個別具体についてはその都度行っていくことになるだろう。小規模校の課題、業務負担の多さについて、今後の課題としてもらいたい。

**善積：**①教育委員会の努力が必要になる。管理運営、責任は教育委員会が負うことになるかと考える。システム、人の配置など学校によって違いがある。教育委員会で予算などの確保が必要。②持ち帰りについて。民間では持ち帰り時間に関しても時間把握するのが常態となってきた。持ち帰ることが許されないことを前提として仕事をする。持ち帰りがないようにしていくことが必要。持ち帰りの時間についてPCなどの稼働状況での確認などによる把握の仕方もある。時間把握の在り方について現状よりも進んだものとしていくことも必要。ミドルリーダーの活用について、学校では上意下達への危惧がある。仕事のつらさを軽減できる同僚性や主体性が重要である。教員がストレスを我慢することで精神疾患やハラスメント、虐待の背景となることもある。職場のつくり方を示すことも必要ではないか。組織運営を分かった運営をしていかないと、と考える。風通し良くしていかないとハラスメントにつながることもなる。

**相原：**未来を担う子どもたちに向き合う教員の皆さんの健康安全確保が重要であるという考えのもと議論に臨んできた。答申案を受けて、教員の皆さんが子どもに寄り添う姿に配慮すること、現実から目を背けず客観的に労働時間を

把握することを併せて行うことが重要である。

今後、「勤務時間の上限に関するガイドライン」が法律に定められるとともに、文部科学大臣の指針、地方自治体の条例などに書き込まれることになる。ガイドラインに込めた意志や意図を多くの方に理解していただくことが必要となる。改正労働基準法の施行により、民間企業の働き方が大きく変わってくる。今後の学校における働き方改革のフォローアップに向けて、給特法にも改善の余地があることが効果検証の土台になることを再確認しておきたい。文科省が作成した工程表に基づいて、学校が働き方改革の実現に向けて努力していることをアピールするなど、より多くの皆さんに対する働きかけを意識し、継続して行うことが重要である。働き方改革を実現するためには、客観的な労働時間管理やマネジメントを徹底し、後戻りさせないことが重要である。また、ICTの活用や教職員定数の確保などを進めながら、教員の皆さんが子どもたちと向き合う時間を確保するという共通理解のもと、学校のマネジメント力が高まっているとことがわかるような手法を検討してほしい。今日からできることは様々ある。「あたたかい学校」をつくるために、文部科学省、教育委員会、学校の今後の努力に期待したい。

**青木：**答申案につながる実態調査では教員の多忙・多忙化・多忙化感を示せた。取りうる政策手段を総動員したものとなった。課題もあるが、政策実施にうつるにあたって文科省のコミットメントが重要になる。実施後のデータの収集・検証をしていくことが必要。日本は小さな政府と言われ、公共部門の教育、教職員を増やす必要について、政策を実施していく中で見えてくる実態や課題によってエビデンスを示せるようになり、要求根拠になる。今後は、人材作りを進めたい。リテラシーの向上、教員の勤務を研究するために、低コストで勤務実態測定ができるようにしていきたい。知見を提供していきたい。

**嶋田：**タイムカードによる管理を始めた。12月の実態では、副校長・主幹は軽く上限を超える。上限で抑えることは実感として難しい。しかし、時間数が数値で出るインパクト、把握できる重要性を感じた。小学校担任の持ち時間数、総授業時数を考えていってもらいたい。指導要領実施後の実態調査の検証、継続的な実施を。今後このような委員会が開催される際には委員の中に学校現場の管理職を入れてもらいたい。

**稲継：**地財措置は首長の判断次第、交付税ではなく補助金などで行ってもらいたい。(印刷機の整備など)

**無藤：**中間まとめあたりから学校の働き方改革への関心が高まった。財政力、人がいない地域など、地方・地域ごとの対応を考える必要がある。今後、4・5年先の初等中等の教育のグランドデザインを考えるべき。給食、休み時間など、子どもと過ごすことが当たり前となっている。教師の仕事とは何なのか、生徒指導、生活指導をどこまでやっていくか。小学校に専科を入れることは予算だけでなく小学校の教育の在り方を考える必要がある。以前も授業時数は多く一人でやっていたが授業以外の仕事が増えてきて現状では授業の十分な準備などもできない。教科内容の高度

化についていけるのか。全体を見直す時期ではないか。

=====

最後に小川部会長から、「1年半にわたり、教員の働き方を見直し、日々の生活の質を向上させ、教職人生を充実させるための議論を重ねてきた。議論は容易ではなかったが、諸状況の中で、取り得る施策はすべて書き込むことが

できた。引き続き、残された課題はあるものの、未来を担う子どもたちのために、学校の働き方改革をすすめていただくことを期待している」との委員・文科省への感謝の言葉と今後のスケジュール、1月第3週に中教審中部会、第4週に中教審総会、その後、文科大臣へ答申を提出、が示され閉会しました。

\*\*\*\*\*

これまでの特別部会での議論を受け、1月25日、中教審は文科大臣に対して「新しい時代の教育に向けた接続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」を答申しました。これを受けて文科省が示した、改正労基法と同様の上限を目安とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、勤務時間について、これまで「自主的・自発的勤務」とされてきた給特法における「限定4項目」以外の業務に従事した時間についても「在校等時間」として把握されることとなることは一定の前進ですが、私たちが求めてきた「給特法廃止・時間外勤務手当化」には踏み込まれませんでした。超過勤務と割増賃金は相関であり、これでは、時間外勤務手当が支給されない給特法適用の教員の時間外勤務の抑制、長時間労働是正にはつながりません。

また、答申では「1年単位の变形労働時間制」について、条例・規則等の整備により自治体判断で導入を可能としますが、教職員の学期中の平均実勤務時間は11時間17分であり、労基法で定める、一年単位の变形労働時間制における労働時間の上限である10時間をはるかに超えている実態があり、まずは、平均で10時間を超える勤務時間や休憩時間が確保されない勤務実態等の改善が優先されるべきです。

## 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（要旨）

### 1. 趣旨

現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものである。

なお、中教審答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」とりくむべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくものである。

### 2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

### 3. 勤務時間の上限の目安時間

#### (1) 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、教師等が校内に在籍している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。これらを総称して「在校等時間」とし、本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

#### (2) 上限の目安時間

- ① 在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、1か月で45時間を、1年間で360時間を超えないようにすること。

#### (3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間で720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月で45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、1か月

当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

#### 4. 実効性の担保

- (1) 本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下のとりくみを進めること。
  - ① 教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定すること。
  - ② 教育委員会は、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等のとりくみを実施すること。特に、上限の目安時間を超えた場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
  - ③ 教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。
- (2) 文部科学省および教育委員会は、保護者も含めて社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るものとすること。
- (3) 文部科学省は、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会のとりくみの状況を把握し、公表するものとする。

#### 5. 留意事項

- (1) 本ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せてとりくまれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 中教審答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」とりくむべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意してとりくみを進められたい。

これまで日教組は連合とともに、長時間労働が慢性化している過酷な学校現場の「働き方改革」のため、「給特法」の廃止または抜本的見直しを求めてきました。給特法の改廃に至らなかったことは遺憾ですが、一方で、給特法をはじめとする法的な枠組みについて中長期的な検討課題とされ、中教審「学校の働き方改革」特別部会において共有された給特法の諸課題を出発点とした、新たな議論が強く望まれます。

これで、学校における「働き方改革」についての議論はひとまず終わりをみることとなります。今後は、このガイドラインに沿って、それぞれの現場でとりくみを進めていかなければなりません。働く者の命と健康を守る働き方改革に社会全体が向かう今、教職員が、自らの働き方を見つめなおし、仲間とともに職場からの改革をはかることも必要です。

高教組は引き続き、日教組と連帯し、保護者や地域、働く仲間との連携のもと、教職員の長時間労働是正のため、文科省・教委、自治体による業務削減、定数改善、給特法の廃止または抜本的見直しを求めていきます。

### 第25回参議院通常選挙（全国比例区）立候補予定者（日政連）

**みずおか  
俊一** しゅんいち



**教育、くらし、平和  
希望ある未来を子どもたちに!**

みずおか俊一 後援会

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館7F  
電話: 03-6265-6078 FAX: 03-6265-6079

# 「在日米軍基地の整理・縮小」と「日米地位協定の抜本的見直し」を実現するシンポジウム

と き：1月26日(土) ところ：メルサンホール（玖珠町）

連合九州ブロック連絡会・連合大分主催、「在日米軍基地の整理・縮小」と「日米地位協定の抜本的見直し」を実現するシンポジウムが玖珠町メルサンホールで開催され、大分高教組からも3人が参加しました。

\*\*\*\*\*

今年は演習休止の年にあたるため、例年行われている玖珠川河川敷での集会ではなく、屋内でのシンポジウムとなりました。

当日は、早朝からの大雪の為、実行委員会の準備等にも影響を与える中での開催となり、司会も急遽変更となりました。主催者を代表して矢田連合九州ブロック連絡会事務局長があいさつを行い、その中で日出生台の歴史について触れ、「日清戦争が終わった頃からこの地で演習が始まり、1957年には米軍日出生台から陸上自衛隊演習場とされ、1987年には日米合同軍事演習が行われた。『沖縄の痛みを分かち合う』という名目のもと、県道104号線越え実弾射撃訓練が、1996年より全国5ヶ所での分散実施が決定し、今日に至っている」とのことでした。

連合本部の逢見会長代行から挨拶を受けたのち、フリーランスライターの屋良朝博さんより「安全保障と沖縄」と題して基調講演を頂きました。屋良さんは、「わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しくなっている一方で、1990年代以降の米太平洋プレゼンスは「対決から強調」へ、アジア太平洋安全保障ネットワークも「共同訓練」「人道支援」「災害救援」と変わってきている」とした上で、沖縄の基地問題の解決策は「海兵隊の活用に関わって日米安保の再定義を行い、海兵隊を沖縄から移動をさせる（グアム島でよい）」としました。

沖縄の負担軽減という名目で、米軍演習を受け入れてきましたが、演習規模は拡大し続けています。今年度は演習中止の年であるにも関わらず昨年11月には、日出生台を中心にオスプレイを使った米軍演習が行われました。日出生台演習場を抱える私たちにとって、沖縄の基地問題「辺野古基地移転問題」について自分の課題として考え、とりくむ必要があります。

あんしん むすぶ  
教職員共済

<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

「ムダなく上手に保障を選びたい」あなたに!

## トリプルガード

団体生命共済・医療共済

死亡 入院 特定の病 気

「トリプルガード」は、「団体生命共済」の死亡保障と「医療共済」の入院保障、特定の病気に対する保障(=3つの保障)を表す愛称です。「団体生命共済」「医療共済」はセット共済ではありませんので、それぞれ単独でもご加入いただけます。

医療共済/ご契約例

基本契約5口

手術特約5口

先進医療特約(口数なし)

入院

医療共済金

1日につき5,000円

(ガン入院は10,000円)

1泊2日以上入院を保障。  
一般入院は1入院につき年間180日まで、ガン入院は日数無制限。

手術

手術共済金

手術の種類により

20万円・10万円・5万円

所定の手術を受けたとき保障。  
日帰り手術も対象。

先進医療

先進医療共済金

自己負担した技術料相当額

(最高1,000万円)

所定の先進医療を受けたとき自己負担した技術料を保障。

手術や先進医療にも備えてこの掛金!

月掛金

40歳以下の場合

1,177円

41歳~60歳の場合

1,897円

★61歳以上も段階的に掛金が上がります。

選べる特約

長期入院特約

先進医療特約

ガン診断特約

手術特約

退院特約

生活習慣病特約

女性特定疾病特約

医療共済なら基本契約に上記の特約を付帯することができます。

団体生命共済/ご契約例(20口)

死亡・高度障害

基本契約

2,000万円

死亡または所定の高度障害を負ったとき保障。  
(死亡共済金または高度障害共済金をお支払い)

公務・交通災害死亡

公務・交通災害死亡特約(自動付帯)

3,000万円

所定の公務上死亡または交通災害死亡されたとき保障。  
(死亡共済金+公務災害死亡共済金または死亡共済金+交通災害死亡共済金をお支払い)

障害

障害特約(自動付帯)

800万円~100万円

所定の障害を負ったとき保障。  
(障害共済金をお支払い)

月掛金

40歳以下の場合

1,840円

41歳~60歳の場合

5,260円

★61歳以上も段階的に掛金が上がります。

※ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください、制度内容をご確認ください。

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 共済代理店 大分県高等学校生活協同組合

〒870-0951 大分市大字下郡496-38

(TEL) 097-556-4666

承 18-84-01(1804)